

# 山口県報

平成19年  
4月3日  
(火曜日)

## 目 次

告示

土地改良事業施行の同意（農村整備課）……………

保安林指定の解除（長門市）（森林整備課）……………

保安林予定森林（二件）（森林整備課）……………

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正（物品管理課）……………

公告

国土調査の成果の認証（地域政策課）……………

土地改良事業施行協議に係る決定（農村整備課）……………

土地改良区役員の届出（農村整備課）……………

土地改良事業の工事の完了の届出（農村整備課）……………

一般競争入札の実施（物品管理課）……………

### 山口県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十九年四月三日

市町名	施行地区	事業の種類	山口県知事	二井 関 成
周防大島町	石小田地区	用排水施設の改修	同意年月日	平成一九、三、二三

### 山口県告示第百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十九年四月三日

山口県知事 二井 関 成

- 解除に係る保安林の所在場所  
長門市深川湯本字三谷二二一の一九（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十九年四月三日

山口県知事 二井 関 成

- 保安林予定森林の所在場所  
周南市大字鹿野下字羽山一、二、一四一、一四六、一三九四、大字大潮字葉ノ内六〇五の四九、六〇五の五〇、六〇八、六一〇、字葉ノ内（次の図に示す部分に限る。）、大字金峰字森ヶ浴一九九四の一、一九九七の三
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採することができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字鹿野下字一ノ谷三三、字弥四郎畑六四、一八三、一八五、一三九七、字潜木八七から八九まで、九二、九五、一九五、一九六、一九九、二〇六から二〇八まで、二一〇、二一一、字後山一九三、字和佐田一九四、大字大潮字堂見迫四一五、一四四三、一九六〇、一九六一、字ヒビノ木四九〇、四九一、字津々羅二二八一から二一八四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市大字大潮字堂見迫四一五・一四四三・字ヒビノ木四九〇・四九一・字津々羅二二八一・二二八四(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十九年四月三日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

山口市徳地柚木字猿谷一〇八八の一、一〇九〇、一〇九一、一〇九二の一、字猿屋二九七二、二九七三、二九七四から二九七七まで

岩国市美和町秋掛字畑ケ佐古一一四一から一一四四まで、一一九〇の一、一一九〇の二、美和町北中山字西浴一四一一、字西ノ上一七〇五、一七〇六(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市徳地柚木字猿谷一〇九二の一・字猿屋二九七二・二九七七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

岩国市美和町秋掛字畑ケ佐古一一四一・一一四二・美和町北中山字西浴一四一・字西ノ上一七〇五(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、一七〇六

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百七十三号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月三日

山口県知事 二井 関 成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「財務会計システム用機器」を「財務会計システム用機器 財務会計システム用ソフトウェア」に改める。



(二六一) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十九年四月三日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山口市	平成十七年四月二十六日から平成十八年十月十一日まで	山口市地籍図 山口市地籍簿	江崎、仁保中郷及び深溝の各一部
"	平成十七年五月十日から平成十八年九月十一日まで	" "	小郡上郷の一部
長門市	平成十七年五月十一日から平成十八年十二月五日まで	長門市地籍図 長門市地籍簿	三隅上の一部

二 認証年月日

平成十九年四月三日

(二六二) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月三日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名

美祢市

施行地区  
祖母ヶ河内地区

事業の種類  
ほ場の整備

二 縦覧の期間

平成十九年四月四日から同月二十三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二六三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年四月三日

山口県知事 二井 関 成

住所を変更した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
柳井市土地改良区	理事	石丸 東海	柳井市余田一九〇四
	監事		柳井市余田一九三二の二

(二六四) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十九年四月三日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行った者の名称又は氏名

事業の名称

工事着手時期

工事完了時期

平生町

小郡大池地区  
ため池の整備

平成一七、一〇、一二 平成一八、一〇、三一

(二六五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年四月三日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品の名称及び数量

財務会計システム用ソフトウェア 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十九年六月二十九日

(四) 納入場所

山口県地域振興部情報企画課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、ソフトウェアについて物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限  
(一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所  
山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限  
平成十九年五月十四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年五月十五日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時  
(一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課第二入札室

(二) 日時  
平成十九年五月十五日午前十一時

七 入札保証金  
免除する。

八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の様式  
要

(四) 契約保証金  
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請  
をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三ー九三三ー三九六  
〇）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau,  
Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of financial accounting  
system software

(3) Delivery period: June 29, 2007

(4) Delivery place: Information Technology Planning Division

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies  
Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-  
3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., May 14, 2007

(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., May 15, 2007)

平成十九年四月三日印刷  
平成十九年四月三日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）